

○医療法の一部を改正する法律（平成二十七年九月二十八日法律第七十四号）（抄）

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十条の規定 公布の日

二 第一条の規定並びに次条から附則第七条までの規定、附則第九条及び第十三条の規定並びに附則第十

七条の規定（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十四条の二の改正規定に限る。）

公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

### （構造改革特別区域法の一部改正）

第十六条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七十六条」を「第九十三条」に改め、「毎事業年度」と、「」の下に「同項第一号中」を、「あり、」の下に「及び」を加え、「監事又は」を「監事若しくは」に、「執行役又は」を「執

「行役若しくは」に改める。